

## IV 死亡叙位・叙勲の事務

### 1 概要

死亡叙勲は、国家又は公共に対し功労のあった者が死亡した場合に、その功労に鑑み、春秋叙勲とは別に隨時実施しているものである。

位階は、官吏の序列を示すものであり、昔は能力によって位階を位置づけ、その位階と能力に見合った官職に就けることで、官職の世襲制を妨げることに使用したが、現在では、故人に限って授与しており、故人の功績を称え、追悼する意味合いが強い。

### 2 対象者

#### (1) 死亡叙勲

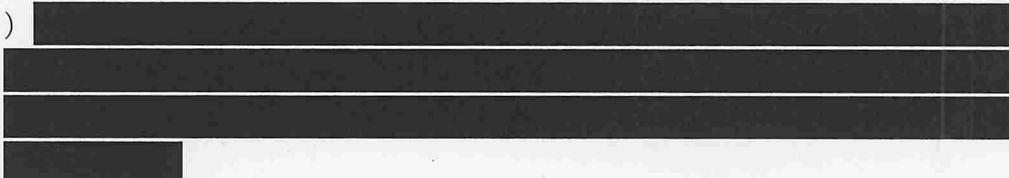
##### ① 公務員等

瑞双以上に擬叙される者。

##### ② 民間人等

旭双以上に擬叙される者。

(注 1)



(注 2) 褒章受章者に対する死亡叙勲における勲章の授与については、原則として褒章受章後 5 年以上の経過期間を必要としない。

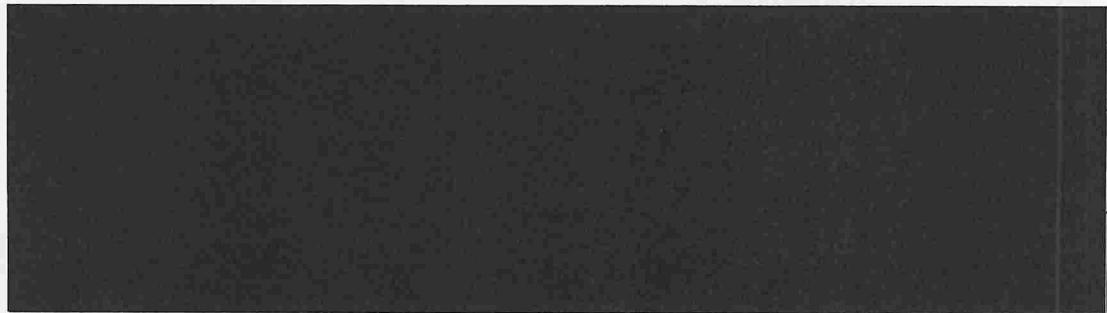
#### (2) 死亡叙位

春秋叙勲、高齢者叙勲を受章している者、死亡叙勲の対象となる者。

ただし、戦時功労により既に位階を叙されている場合、再度同位階を叙されることはない。

### 3 日程

死亡の日から起算して 30 日以内に閣議決定・裁可の手続きを完了させなければならない（根拠：昭和 20 年 5 月 27 日閣議決定「国家ニ勳功若クハ勲勞アル者ニ對スル病氣危篤ノ際ニ於ケル叙勲又ハ勲章加授発令日附ノ特例ニ關スル件」（注）外国及び海外においての死亡のように、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない）。



閣 議 予 定 日	死亡日から 30 日以内の最期の閣議日 ※閣議は火曜・金曜に開催される。
発 令 日	生前の最後の日（死亡日）に遡って発令される。 ※ 勲章は本来着用することがたてまえであることなどの理由により、生前に勲章が授与されているよう擬制されている。

#### 4 手続き

##### (1) 計報連絡

死亡叙勲対象者の情報をメールにて庁へ連絡し、受付番号と書類の提出期限を確認する。

物故者の最終官職が局課長又は税務署長級以上の場合は庁人事課秘書係において長官名で弔電を打つため、下記事項を連絡すること。

- ・物故者名
- ・主要経歴
- ・死亡日
- ・通夜、告別式等の日時・場所（会場の電話番号）
- ・喪主名（物故者との続柄）

##### (2) 遺族への連絡

死亡叙勲、叙位が推薦可能と判断できた段階で遺族と接触し、叙勲（叙位）の推薦を検討している旨を伝え承諾を得る。

死亡原因が未把握の場合は確認すること。

承諾が得られなかった場合は、その旨、庁へ連絡すること。

（注）遺族へ連絡する際は、次の事項を確実に伝えること。

- ・今後審査を経て決定するものであり、必ず受章できるものではない。
- ・発令後はその受章者として公表される。

##### (3) 国税庁への上申

次の書類を別添の作成要領に従い作成し庁へ提出する。

- ・勲章審査票（死亡叙勲に該当する場合）
- ・叙位審査票
- ・功績調書
- ・履歴書
- ・刑罰調書
- ・除籍抄本
- ・その他必要書類（団体規模調、兵籍簿等）

#### (4) 獲章等の伝達

閣議後2週間程度で、庁に物件が届く。

(3月中旬～5月中旬、9月中旬～11月中旬の閣議分については、春秋叙勲の準備の都合上、内閣府からの伝達が遅れることがあるため留意すること。)

庁から勲章等の物件を受領後、遺族に交付する。

### 5 注意事項

(1) 生前に春秋叙勲、高齢者叙勲を受章している者については、その後、抜群の功績がなければ、死亡叙勲は授与されない（叙位のみの授与となる）。

(2) [REDACTED]

(注) [REDACTED]

(3) 生前、叙勲を辞退した者又は辞退が予想される者の推薦は差し控えること。

(4) [REDACTED]

(注) [REDACTED]

(5) [REDACTED]

(6) 死亡日時が「〇時頃」のように推定死亡である場合は、死因について事件性の有無と栄典環境についての説明のため、死亡診断書（死体検案書）の写しとともに死亡状況書（局補佐以上の押印が必要）を必要枚数提出すること。

(7) 死亡叙位・叙勲の受章者については、官報に掲載されるのみで、報道機関への情報提供は行っていない。